

男女共同参画推進事業者表彰 男女ともに働きやすい 職場づくりを応援します

市は、女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭・地域活動などとの両立支援などに積極的に取り組む事業者を「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰しています。
☎男女共同参画課(☎504-2108、☎504-2609)

少子・高齢化による労働力不足が懸念される中、働きたい人が性別に関わりなく能力を発揮でき、仕事と育児・介護などの家庭生活を両立できる社会を実現する必要があります。

市は、女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭・地域活動との両立支援などに積極的に取り組み、他の模範となる事業者を「広島市男女共同参画推進事業者」として平成18年度から表彰しています。(表彰実績:65事業者)

また、平成28年度から、受賞後10年を経過してもなお、男

女共同参画の取り組みのさらなる充実に向けている事業者を特別表彰として表彰しています。(表彰実績:1事業者)

昨年6月26日には第15回目の表彰式を行いました。表彰の対象となった事業者や、その取り組みは右のとおりです。



第15回表彰事業者と松井市長

募集します 第16回 広島市男女共同参画推進事業者表彰

次回表彰の選考に当たって、事業者を募集します。表彰を受けた事業者には、優遇措置(入札制度における優遇措置、低利融資)があります。

【対象事業者】市内に本社・本部を置く企業、協同組合、公益的法人、NPO法人^{など}

【募集期間】2月15日(月)まで

☎所定の応募用紙を男女共同参画課へ。応募用紙は市ホームページで

市HP ■ページ番号でさがす
195026



第15回表彰事業者の 取り組みをご紹介します!

社会福祉法人あと会(社会福祉事業)

- ・低額で利用できる企業内保育所の設置
- ・地域行事への協力を出勤扱いとする制度の導入^{など}



企業内保育所の様子

東洋省力株式会社(金属製品製造業)

- ・社員や家族の誕生日、記念日に取得する「マイホリデー制度」を実施
- ・育児をしながら働く社員への理解を深めるため、「こども参観日」を実施^{など}

西日本高速道路サービス中国株式会社(料金収受業)

- ・事業所の所長の約27%が女性であり、副所長以下リーダーなどにも積極的に登用
- ・平成28年度から30年度までの職員の年次有給休暇の取得率が90%を達成^{など}

広島電鉄株式会社(運輸業)

- ・企業内保育園の設置
- ・子の看護休暇を有給化
- ・取得理由を問わない短時間正社員制度の導入
- ・パタハラ^{*}防止研修を開催するなどして、世代を超えた職場の理解を促進^{など}

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国(情報サービス業)

- ・年次有給休暇について、社長の主導のもと完全取得を目指し、取得計画と実績がかけ離れた社員に対し聞き取りを実施するなどし、高い取得率を維持
- ・失効となる年次有給休暇を積み立てて利用できる「ライフプラン休暇」制度を導入^{など}

学校法人広島女学院(サービス業(教育))

- ・配偶者の出産休暇として産後2週間以内に3日付与するなどの制度を策定
- ・育児休業期間中に昇給期がある場合は、復職時に昇給が可能となる人事管理制度を導入^{など}

株式会社荒谷建設コンサルタント(建設コンサルタント業)

- ・子どもが3歳に達した4月末まで取得できる育児休業制度や、7歳に達した日の属する年度末まで取得できる育児短時間勤務制度を整備
- ・配偶者の出産時に2日間取得できる休暇を平成30年度に対象者全員が取得^{など}

株式会社アンフィニ広島(自動車小売業)

- ・女性の店長候補や次世代のリーダー育成に注力し、県内18店舗中3店舗の店長が女性
- ・子どもが小学校5年生始期まで時短勤務を取得できるよう育児休業規程を整備^{など}

※パタニティー・ハラスメントの略。男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する言動のこと

ご遺族の負担を軽減するために ご遺族手続支援コーナーを開設します

各区役所に死亡手続に関連する専用の支援窓口「ご遺族手続支援コーナー」を開設します。
☎総務課(☎504-2112、☎504-2069)

家族が亡くなった際に必要な手続を1カ所で行えるよう、1月26日(火)から区役所に専用の支援窓口を開設します。世帯主変更の手続きや介護保険に関する手続き、被爆者関係の手続きなど、今まではそれぞれ別の窓口で申請書類を記入、提出する必要がありました。それらが今回の窓口の開設により、その場で申請書を作成し、手続きができるようになります。

ご遺族手続支援コーナーを利用せず、直接各担当課や出張所^{*}での手続きも可能です
※亡くなった人の住所地の区の出張所に限ります

<手続きの流れ>

来庁前

- ①電話予約…亡くなった人の住所地の区の区役所市民課に予約をします
※予約日の2営業日後から手続きできます

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2550	安佐南	831-4928
東	568-7707	安佐北	819-3907
南	250-8937	安芸	821-4908
西	532-0929	佐伯	943-9708

- ②持参物の準備…死亡届出時に受け取ったご遺族手続支援コーナーの案内や、死亡に関連する手続きの一覧表などを確認し、返還する物など、当日の持参物を準備します。



来庁時

- ①必要な手続きの確認…ご遺族手続支援コーナーの職員が必要な手続きについて聞き取りを行います
- ②各種申請書などの作成…同コーナーで、あらかじめ氏名、住所などの基本的事項が印字された申請書などに詳細事項の記入や押印または署名をします
- ③申請書などの提出・受給者証などの返還…同コーナーに②で作成した申請書などを提出し、受給者証などを返還します



同コーナーで受け付け を行う手続きの例

- 世帯主の変更
 - 戸籍謄本などの請求
 - 後期高齢者医療関係の手続き(被保険者証などの返還・葬祭費の申請)
 - 介護保険関係の手続き(被保険者証などの返還)
 - 被爆者関係の手続き(被爆者健康手帳などの返還・葬祭料の申請)
 - 身体障害者手帳の返還
 - 国民健康保険関係の手続き^{など}
- ※手続きによっては、担当課の窓口を案内する場合があります
※一度で完結しない手続きもあります